タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	鈴蘭タクシー株式会社 （法人番号４４４００ ０１０００９６７） 代表者畑中喜八郎	北海道函館市高松町２４０番地１	本社営業所	北海道函館市高松町２４０－１	R8.1.14	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条	令和７年１０月２８日、長期未監査を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）整備管理者の選任（変更）の届出義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第４５条）	０	０
	以下余白									